

「中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託」の公募についての公告

下北地域県民局では、「中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託」について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、下記に従い御応募ください。

令和4年7月14日

下北地域県民局長

記

1 業務名

中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業の計画策定のための調査計画を行うものです。

(2) 概要

区画整理事業

経済効果算定 一式

計画概要書等作成 一式

農業用排水施設整備事業

調査計画業務 一式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領を御参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」に御照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8

下北地域県民局地域農林水産部 農村整備課

TEL : 0175-22-8581 (内線 282) FAX : 0175-22-3212

担当者 川口、道川

中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託 応募要領

1 業務名

中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業の計画策定のための調査計画を行うものである。

3 業務の内容

(1) 業務の内容

業務の内容は以下のとおり。(地区の概要等に関する事項は、別添「参考資料」参照)

中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託 一式

(2) 報告書とりまとめ

報告書はA4ファイルにとじ込み、4部提出する。

(3) 打合せについては、3回程度を予定している。

4 履行期限

契約締結の翌日から令和5年3月24日(金)までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体(公益法人を含む。)のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号)第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者(企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。)物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成13年4月1日施行)に規定する資格を有する者(企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。)または、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。(企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号)等に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出期間

令和4年7月15日(金)から令和4年7月25日(月)まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度から過去10年間における3(1)に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和4年7月15日(金)から令和4年7月29日(金)まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準(別添「評価基準及び留意事項」参照)

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 過去10年間の同種業務の実績(同種業務とは、3(1)に示す内容のものとする。)

イ 業務の実施体制

ウ 配置予定管理技術者の能力

エ 業務費の妥当性(見積書による。)

9 契約候補者の特定等

(1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に令和4年8月5日(金)までに通知(様式第3号)する。

- (3) 契約候補者に特定された旨の通知を受けた者は、企画提案書の見積書（積算内訳）の金額の範囲内で、業務価格の見積書を提出するものとする。
- (4) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に下北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。
 - ア 受付窓口
 - 〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8
 - 下北地域県民局地域農林水産部 農村整備課
 - TEL：0175-22-8581（内線282） FAX：0175-22-3212
 - イ 受付時間
 - 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (5) 下北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、下北地域県民局長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和4年7月25日（月）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、9,999千円（消費税及び地方消費税を含む。）としている。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、下北地域県民局長と企画提案書の見積書（積算内訳）の金額の範囲内で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。
- (3) 契約書は、建設関連業務委託契約書を用いるものとする。

【参考】青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

- (4) 契約締結に当たり、契約金額の 10 分の 1 (契約金額が 500 万円を超えない場合にあっては 100 分の 5) 以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約金額が 500 万円以下であって、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 応募・照会等窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央 1 丁目 1-8

下北地域県民局地域農林水産部 農村整備課

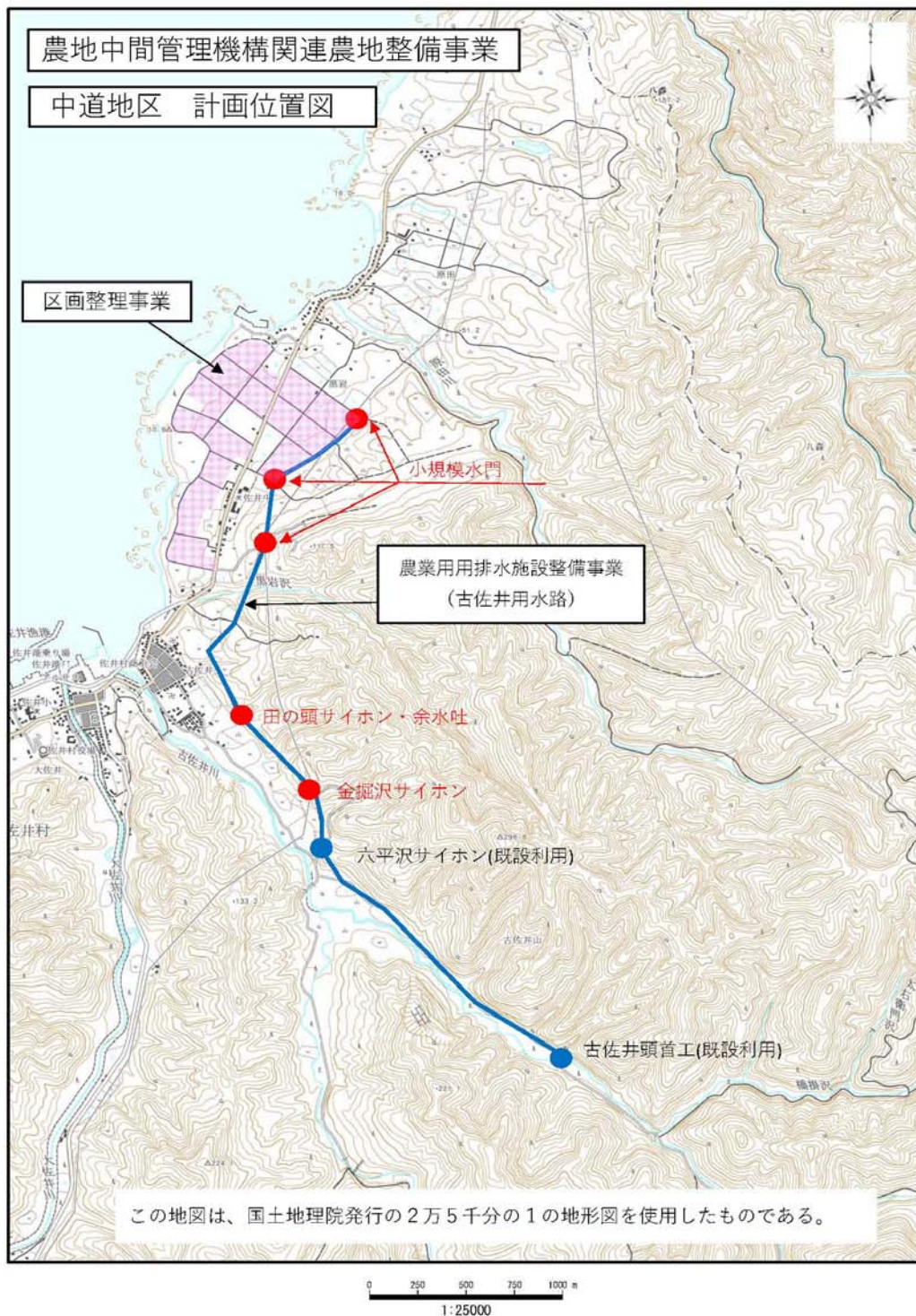
TEL : 0175-22-8581 (内線 282) FAX : 0175-22-3212

担当者 川口、道川

(参考資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は以下のとおりである。



2 本業務の業務名等は下記のとおりである。

業務番号：下農水(委)第3号

業 務 名：中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託

業務場所：下北郡佐井村大字佐井 地内

履行期間：契約締結の翌日 ～ 令和5年3月24日

中道地区 農地中間管理機構関連農地整備事業 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」及び「農村整備設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月24日までとする。

(目的)

第3条 本業務は、中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業の計画策定のため、農業用排水施設整備事業及び区画整理事業の調査計画を行うものである。

(業務場所)

第4条 業務場所は、下北郡佐井村大字佐井地内で、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第5条 一般事項は、業務委託契約書に記載されているもののほか、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 業務に従事する管理技術者は、本業務に関して十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- 3 業務内容に著しい変更があった場合は、発注者及び受注者が協議の上、契約内容の変更を行うものとする。

(業務概要)

第6条 本業務の概要は次表のとおりである。

項 目	内 容
区画整理事業 経済効果算定 (単価等の見直し) 計画概要書等作成 農業用排水施設整備事業 事業計画作成業務	<ul style="list-style-type: none">・作物単価及び営農経費等の最新のデータを用いて総費用総便益を算定する。・算定した総費用総便益を用いて、計画概要書及び事業計画書を作成する。・事業計画審査及び申請資料等を作成する。

(管理技術者)

第7条 管理技術者は、各共通仕様書の規定によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業部門	農業土木、農業農村工学
	総合技術監理部門	上記と同様とする。
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木部門	
博士	農学	

第2章 作業条件等

(作業条件)

第8条 本業務における作業条件は、次のとおりである。

項目	内容
1 基本条件	<ul style="list-style-type: none">令和5年度の中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業の新規採択に向け、国の審査及び申請資料に適應する内容であること。各種資料作成にあたっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。採択審査後に成果の修正等の指示があった場合は、その都度対応するものとする。
2 地質調査業務	<ul style="list-style-type: none">作業目的を十分理解し地質調査を行い、事業計画内容に反映させること。
3 測量業務	<ul style="list-style-type: none">作業目的を十分理解し、後続の作業に支障とならないよう留意すること。
4 事業計画作成業務	<ul style="list-style-type: none">事業計画作成に必要な関係要綱・要領等に基づき、作成すること。

(適用図書)

第9条 本業務における適用図書は、共通仕様書のほか、次によるものとする。

名称	編者・著者・発行所	制定(改訂)年月
青森県農業農村整備事業等 測量作業規定	青森県農村整備課	令和3年2月
土木製図基準	土木学会	平成21年2月
土木工事標準設計図集	青森県県土整備部	令和3年10月
青森県農業農村整備事業 設計積算の手引き	青森県農村整備課	令和4年4月
各種 土地改良事業計画設計 基準 基準書・技術書	農業農村工学会	-

土地改良事業の費用対効果分析マニュアル	農林水産省農村振興局整備部	平成 27 年 9 月
その他	調査職員が指示したもの	

(貸与資料)

第 10 条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部数	備考
令和 3 年度 中道地区農地中間管理機構 関連農地整備事業調査計画委託 業務報告書	1	

第 3 章 業務の内容

(作業項目及び数量)

第 11 条 本業務における作業項目、数量は次のとおりである。

項目	内容	数量	備考
調査業務			
(1) サウンディング及び 原位置試験	スクリューウェイト貫入試験(旧称スウェーデン式サウンディング)を行う。	10m	深さ 5m × サイホン 2 箇所
(2) 資料整理とりまとめ	計測結果の評価を行い成果品を作成する。	1 業務	
(3) 断面図等の作成	地質断面図の作成を行う。	1 業務	
測量業務			
【共通条件】 地形区分：平地、地物区分：耕地、現場条件：1,000 台未満/12 時間			
(1) 縦断測量	事業計画作成に必要な縦断測量を行う。	3,900m	最下流部～ 古佐井頭首 工まで
(2) 横断測量	事業計画作成に必要な横断測量を行う。 幅 40m 程度、間隔 200m とし、附帯構造物の地点は適宜測量する。	2,000m	最下流部～ 金掘沢サイホン まで 単曲線 5 箇所
その他	R3 中道地区の測量成果と合致させる		
事業計画作成業務			
1 基本設計：サイホン 難易度補正、設計対象延長 L=30m、箇所数 2 ヶ所、複合設計区分：する 水頭区分 H < 10m			
(1) 現地調査	基本設計に必要な現地調査を行う。	1 式	補正なし
(2) 資料の検討	資料収集及び貸与資料の内容を把握する。		
(3) 基本条件の検討	概略実測資料に基づく水理構造条件を決定する。(改修のため歩掛補正)	1 式	個別補正 0.5 補正
(4) 形式・規模・構造の 検討	内部断面形状・構造を検討し、土被り、 内水圧からタイプ区分を決定。(同上)	1 式	0.5 補正

(5) 呑吐口・トランジションの検討	トランジション、安全施設等の概略を設計する。(同上)	1式	0.5 補正
(6) 水理検討	標準断面による水理計算をし、水理縦断面図を作成する。(同上)	1式	0.5 補正
(7) 構造計算	標準断面について構造計算を行う。(同上)	1式	0.5 補正
(8) 構造図作成	構造一般図、構造図、配筋図を作成する。(同上)	1式	0.5 補正
(9) 平面縦断面図作成	平面図、縦断面図等を作成する。(同上)	1式	0.5 補正
(10) 土工図作成	土工断面図を作成し、土工量等を記入する。(同上)	1式	0.5 補正
(11) 数量計算	土工、コンクリート等主要数量を概算する。(同上)	1式	0.5 補正
(12) 施工計画	工程計画、施工順序等の施工計画を作成する。(同上)	1式	0.5 補正
(13) 特別仕様書作成	(本件では作成しない)		
(14) 概算工事費積算	主要単価を作成し概算工事費を算定する。(改修のため歩掛補正)	1式	0.5 補正
(15) 総合検討	総合的な検討を行い、コメントを付記。(2)～(14)の13項目のうち11項目	1式	0.85 補正
(16) 照査	照査を行い、照査報告書を作成する。(2)～(15)の14項目のうち12項目	1式	0.86 補正
(17) 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書作成を行う。(2)～(16)の15項目のうち13項目	1式	0.87 補正
2 基本設計：直接分水工 箇所数：3ヶ所、既製品使用区分：する、流量区分 $Q < 0.8\text{m}^3/\text{s}$ (小規模)			
(1) 現地調査	基本設計に必要な現地調査を行う。	1式	補正なし
(2) 資料の検討	資料収集及び貸与資料の内容を把握する。(既存資料なし)		
(3) 基本条件の検討	概略実測資料に基づく水理構造条件を決定する。 (柵及びゲート程度のため不要)		
(4) 形式、規模及び構造の検討	形式、規模、構造決定を比較検討し、概略を決定する。(同上)		
(5) 水理構造計算	形式、規模、構造決定の水理構造計算を行う。(同上)		
(6) 構造図作成	構造一般図、構造配筋図を作成する。 (柵及びゲート程度のため補正)	1式	0.5 補正
(7) 数量計算	土工、コンクリート、付帯施設等の概略数量計算をする。(同上)	1式	0.5 補正
(8) 特別仕様書作成	(本件では作成しない)		
(9) 概算工事費積算	主要単価を作成し概算工事費を算定する。(柵及びゲート程度のため補正)	1式	0.5 補正
(10) 総合検討	総合的な検討を行い、コメントを付記。(2)～(9)の8項目のうち3項目	1式	0.38 補正

(11)点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書作成を行う。 (2)～(10)の9項目のうち4項目	1式	0.44 補正
3 事業計画概要書 基礎資料作成	計画概要書用及び計画書用	1式	補正なし
4 経済効果算定	下記の項目について算定する。		
(1)生物生産効果		1式	補正なし
(2)営農経費節減効果	区画整理以外	1式	補正なし
(3)維持管理費節減効果		1式	補正なし
5 経済効果算定・ 計画概要書等作成	ほ場整備事業2年目調査計画	1式	補正なし

(業務上の留意事項)

第12条 作業上特に留意する点は、以下のとおりである。

- (1)作業に伴う立木伐採等については、事前に調査職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限に留めるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、トラブルの生じることのないように留意するものとする。
- (2)地質調査及び測量で設置する杭は、適宜プラスチック製を用いるなどして亡失しないように努めるものとする。また、杭の写真を撮影して記録するものとする。
- (3)設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (4)設計に当たって使用した文献等については、その出典及び該当ページを明示するものとする。
- (5)事業量及び事業費の算定に当たっては、その算定根拠を明確にし、計算過程を省略してはならない。
- (6)施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (7)本地区は青森県農業農村整備事業環境情報協議会の審査を受けることから、あおり環境公共推進基本方針を踏まえ、作業に当たることとする。
- (8)電子データについては、PDF形式のほかオリジナルデータも収録することとし、CADデータはP21形式等でも収録するものとする。
- (9)概算事業費の算出においては、バック資料として積算書も添付するものとする。
(積算書は電子データのみで良い)

第4章 打合せ

(打合せ)

第13条 打合せ時期及び回数等は次に示すとおりである。

回	作業段階	内 容
第1回	作業着手前	・業務の基本的事項及び業務計画等について。
第2回	中 間	・細部条件、構造細目等について。
第3回	報告書原稿 作成段階	・業務成果の確認、とりまとめ方法等について。

第5章 成果物

(成果品)

第14条 提出すべき成果品及び提出部数は、共通仕様書で定めるもののほか、次のものを提出するものとする。

成果品名	規格	部数	備考
1 業務報告書	A4横	4部	測量成果、事業計画資料調査計画参考資料、添付図面等
2 電子成果品	電子媒体 CD-R等	4部	報告書の内容を全て電子データ化すること。

(成果品の装丁等)

第15条 成果物の装丁等は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書は、原則として1冊にまとめることとし、まとめがたい場合は分冊することとする。
- (2) 業務報告書の装丁は、チューブ式ファイルとする。
- (3) 提出先は、下北地域県民局地域農林水産部 農村整備課(むつ市中央一丁目1-8、県むつ合同庁舎内)とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第16条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

下北地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託」の業務企画に関する提案に参加
します。

記

添付書類 : 応募要領5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属 / 部署 氏名 電話 / FAX E-mail
--

(様式第2号)

番 号
年 月 日

下北地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託」に関する企画提案書を別添の
とおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正1部、副1部)

(担当者) 所属 / 部署 氏名 電話 / FAX E - mail
--

(様式第3号)

番 号
年 月 日

あて

下北地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について(通知)

「中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者) 所属/部署 氏名 電話/FAX E-mail
--

(企画提案書様式 2)

過去 10 年間の同種業務の実績

業務名： 中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(調査計画業務の場合。業務内容に応じて設定する。)

・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。

・記入は、A 4 用紙 1 枚以内とする。

・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

事業名が同じで計画手法が確立されている業務。

事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。

新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定等が既存の業務と同様と認められる業務。

それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式 3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門(選択科目)を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1)配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名所を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式 4)

見積書 (積算内訳)

業務名： 中道地区農地中間管理機構関連農地整備事業調査計画委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

< 参考例 >

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員		

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

1 目標(推奨)単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末(3月31日)時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。

「(別紙2)新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。

2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。

3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標(推奨)単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度(CPDS)	30 ユニット/年 60 ユニット/2年 90 ユニット/3年 120 ユニット/4年 150 ユニット/5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム(SHASE-CPD)	50 ポイント/年 250 ポイント/5年
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位/年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント/年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位/年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位/年
日本技術士会	技術士 CPD(技術研鑽)制度	50CPD 時間/年 150CPD 時間/3年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位/年
日本造園学会	造園 CPD(継続教育)制度	50 単位/年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位/年
農業農村工学会	技術者継続教育機構(CPD)	50 単位/年

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

評価項目「(配置予定技術者の能力)継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を前年度末に限定せず、過去4年間(前年度末から遡った4年間)のうち任意の1年間(例えば、平成31年1月から令和元年12月までなど)に取得した単位(ユニット)数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標(推奨)単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度(CPDS)	30ユニット/過去4年間のうち任意の1年間 60ユニット/過去5年間のうち任意の2年間 90ユニット/過去6年間のうち任意の3年間 120ユニット/過去7年間のうち任意の4年間 150ユニット/過去8年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	50ユニット/過去4年間のうち任意の1年間 250ユニット/過去8年間のうち任意の5年間
建設コンサルタント協会	CPD制度	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント/過去4年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士CPD(技術研鑽)制度	50CPD時間/過去4年間のうち任意の1年間 150CPD時間/過去6年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園CPD制度	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構(CPD)	50単位/過去4年間のうち任意の1年間